う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の適用工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑿　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。基本契約に含まれる内容は、特記仕様書の補足事項もしくは図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名　北陸自動車道(特定更新等)木之本ＩＣ～敦賀ＩＣ間床版取替工事

②　基本契約対象工事の工事場所
自）滋賀県長浜市木之本町
至）福井県敦賀市井川

③　基本契約対象工事の工事内容　本工事は、特定更新事業における北陸自動車道木之本ＩＣ～敦賀ＩＣ間の床版取替（黒田高架橋上下線、麻生口橋下り線、笙の川橋上り線)、床版打換（余呉川第１橋下り線、余呉川第２橋上り線、寛気谷橋上り線)、塗替塗装（黒田高架橋上下線、笙の川橋上り線)、支承取替を行うものである。また、基本契約対象橋梁における床版取替・床版打換・上面増厚・支承取替等の詳細設計を行うものである。

④　基本契約対象工事の概算数量
床版取替…約2.0千㎡
床版打換…約1.0千㎡
上面増厚…約0.5千㎡
塗替塗装…約3.5千㎡
支承取替…約40基
詳細設計…１式

⑤　基本契約対象工事の工期　契約締結日の翌日から1,860日間

⒀　契約制限価格を上回った場合の取り扱い
本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。

⒁　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。)であること。ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（橋梁補修工事）であること。以下同じ。)であること。ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績　橋面積510㎡以上の橋梁床版の新設又は取替を行った工事
注）橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　下記①②③のいずれかを実施した工事
①　橋梁上部工を架設した工事
②　橋梁床版の新設工事
③　橋梁床版の取替工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で設置できること。なお、主任（監理）技術者の専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。

①　技術者の専任に関する事項
１）監理技術者にあっては、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者の届けの提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
２）主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。

②　技術者の経験に関する事項
１）現場代理人又は主任（監理)技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された同種工事の経験を有すること。なお、提出できる工事の経験は１件とする。
求める経験　下記①②③のいずれかを実施した工事
①　橋梁上部工を架設した工事
②　橋梁床版の新設工事
③　橋梁床版の取替工事

・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。